

## 令和2年度の町組織人事異動



今年度もよりよい行政サービスを目指します

### 令和2年4月1日付け町組織人事異動

- 総務課
  - ▼ 総務課長・北野太(企画課長)
  - ▼ 財務係・伊豆野加奈子(農政課)
  - ▼ 庶務係長・中村聡健(同課)、同係・中島健智(建設課)
- 企画課
  - ▼ 企画課長・古閑敦(税務課長)
  - ▼ 企画政策係・山下智晴(地域振興課)
- 地域振興課
  - ▼ 地域振興課長・荒田慎一(学校教育課長)
  - ▼ 商工観光係・梅本裕也(社会教育課)
  - くらし安全推進室
  - ▼ くらし安全推進室長・佐々木善平(任期付更新)
- 税務課
  - ▼ 税務課長・奥名雄吉(同課徴収係長)
  - ▼ 住民税係・村上香織(住民生活課)
  - ▼ 固定資産税係・山下康輔
- 健康推進課(総合保健福祉センター内)
  - ▼ 健康推進課長・福島明広(福祉課長)
  - ▼ 健康推進係長・木村真澄(総合保健福祉センター係長)、同係・清田真理(総合保健福祉センター)、藤本佑子(同センター)、坂本美保(同センター)、瀬崎由佳(同センター)、荒井健吾(同センター)、井上理恵(再任用)
- 福祉課
  - ▼ 福祉課長「兼地域包括支援センター所長」・岡本幹春(議会事務局)
  - ▼ 福祉係長・松本多門(同課社会福祉係長)、同係・小山美伸(同課)、浅木友治(同課)、峯元翔大(同課)
  - ▼ 地域包括支援係長・古閑裕子(地域包括支援センター係長)、同係・生田明美(地域包括支援センター係)、岩永一寿(同センター係)、内村溪一郎(同センター係)、白石
- 環境衛生課
  - ▼ 住民生活課長・藤井貴美代(環境衛生課環境衛生係長)
  - ▼ 保険係・加藤理華(会計課)、池田三奈(熊本県派遣)
  - ▼ 子ども支援係長・緒方文代(福祉課子ども・障がい福祉係長)、同係・緒方綾子(福祉課)、岩井直樹(福祉課)
- 環境衛生課
  - ▼ 環境衛生係長・本田豊(住民生活課)、同係・中西加奈(学校教育課)
  - ▼ 水道係・塚本滉大(企画課)
- 建設課
  - ▼ 住宅係・鍛先大地(新規採用)、小柳弘美(任期付更新)
  - ▼ 建設係・長脇大将(国土交通省派遣)、緒方和則(任期付短)
- 農政課
  - ▼ 農政課審議員「兼整備係長事務取扱」上古閑一徳(同課同係長)
  - ▼ 経営係・河原俊典(学校教育課)、井上将理(新規採用)
  - ▼ 整備係・倉岡大(環境衛生課)、渡邊哲司(任期付更新)、伊佐坂光輝(任期付)
  - ▼ 農地係・今村優香(新規採用)、本田裕一郎(任期付更新)
- 会計課
  - ▼ 会計管理者「兼会計課長兼会計係長事務取扱」・渡邊友美(福祉課介護保険係長)
  - ▼ 会計係・山本洋子(再任用)
- 議会事務局
  - ▼ 議会事務局長・北畑公孝(地域振興課長)
- 学校教育課
  - ▼ 学校教育課長・吉岡英二(社会教育課長)、同係・後藤理恵子(熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会派遣)、西山怜児(新規採用)
- 社会教育課
  - ▼ 社会教育課長・奥村伸二(総合保健福祉センター所長)
  - ▼ 社会教育係長・田上美紀(総務課庶務係長)
  - ▼ 社会体育係・平崎隆誠(新規採用)
- 出向・派遣
  - 上益城広域連合へ派遣・岡村桃子(税務課)、一圓秋男(再任用)
  - 県企画振興部地域・文化振興局地域振興課へ派遣・西住恵一郎(総務課)
  - 国土交通省へ派遣・丘誠一郎(農政課)
  - ※「かっこ」内は兼務、「かっこ」内は旧職または旧所属先
- 令和2年4月1日付け中長期的派遣職員併任辞令
  - 熊本地震の発生に伴い、町では平成28年度から震災復興のため、多数の人的支援をいただいています。
  - 建設課
    - ▼ 建設係・河野剛(同県鹿児島市)、久永哲郎(同県鹿児島市)
    - ▼ 住宅係・中迫由香(同県鹿児島市)、野付祐司(同県出水市・任期更新)
  - ※(かっこ)内は派遣元

4月より、住民生活課・総合保健福祉センター・福祉課を組織改編しました

## 国民健康保険

国保税の賦課限度額と  
軽減判定所得の改正

詳しくは町住民生活課へお問い合わせください

## ■国保税の賦課限度額と軽減判定所得が改正されました

国民健康保険税には上限が設けられており、所得が多い世帯でも賦課限度額までしか賦課されません。また、国民健康保険被保険者の前年の所得と被保険者数によって均等割（世帯の被保険者数に応じて計算）と平等割（1世帯当たりで計算）が軽減される措置があります。

この2点の措置について、令和2年度から次のように改正されました。

- 改正後の賦課限度額
- ・医療分  
63万円（前年度は61万円）
- ・後期支援分  
19万円（変更なし）

- ・介護分  
17万円（前年度は16万円）

## ●改正後の軽減判定所得

- ・7割軽減  
前年の所得金額が33万円以下の世帯（変更なし）
- ・5割軽減  
前年の所得金額が33万円＋28万5千円（前年度は28万円）

×被保険者数以下の世帯

## ・2割軽減

前年の所得金額が33万円＋52万円（前年度は51万円）×被保険者数以下の世帯

※被保険者数は、同世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移した方も含まれます。

※例えば、世帯内の被保険者数が3人で国保加入者の所得の合計が118万円の時、前年度は2割軽減世帯に該当しますが、令和2年度は5割軽減世帯に該当します。

※令和2年度国保税の税額については、6月中旬に町税務課からの納税通知でご確認ください。

▼国保税のお問い合わせ先  
町税務課

☎096・234・1112  
(内線115)

## 国民年金

## ■国民年金への加入手続きが必要です

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

勤務先を退職されたときは、厚生年金から国民年金への変更の手続きが必要です。また、勤務先を退職された方に扶養されていた配偶者の方や収入が増加したこと、扶養から外れた配偶者の方も、国民年金への切り替え手続きが必要です。このほか、20歳になられた学生の方も届出が必要です。

## ■国民年金保険料について

令和2年度国民年金保険料は、16,540円（月額）です。

この料金は、毎月400円の付加保険料をプラスして納めることで、将来受給する年金額を増やすことができます（※付加年金の加入には、申請が必要です）。また、2年分、1年分、6カ月分をまとめて前払いする前納制度を利用すると、割引が適用されてお得です。クレジットカードもご利用いただけます。

保険料の納付期限は、納付対象月の翌末日です。期限までに保

険料を納めないと、障害年金や遺族年金が受けられない場合がありますので、忘れずに納めましょう。

## ■学生納付特例制度

学生の方は、所得が一般的に少ないため、本人の所得が一定以下の場合、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

未納のままにしておくと、老後の受け取りだけでなく、万が一けがや病気などで障害が残ったときに、保障が受けられない場合がありますので、納付ができない方は、学生納付特例制度の申請をお願いします。承認期間は、4月から翌年3月までで、2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

申請には、学生証または在学証明書が必要です。ただし、特例を受けた期間は、年金を受けるために必要な期間に計算されますが、金額は反映されません。10年以内であれば、さかのぼって納付できる追納制度がありますので、将来受け取る年金額を増やすために、追納をおすすめします。

## ▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所  
☎096・367・8144

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線106)

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線104)